

## 船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月14日 12時05分ごろ
発生場所	大分県大分市関埼北西方沖 関埼灯台から真方位302° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 17.3′ 東経131° 51.6′）
事故の概要	遊漁船貴丸は、南西進中、また、プレジャーボートWESTは、漂泊中、両船が衝突した。 貴丸は、船首部等の擦過傷を生じ、また、WESTは、右舷中央部外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和2年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 貴丸、4.9トン OT3-36443（漁船登録番号）、個人所有 11.94m（Lr）×2.69m×0.84m、FRP ディーゼル機関、279.5kW、平成10年10月26日 第294-21147号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート WEST、5トン未満 294-16003大分、個人所有 6.27m（Lr）×2.35m×1.01m、FRP ガソリン機関（船外機）、84.6kW、平成3年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年8月20日 免許証交付日 平成29年7月12日 （令和4年8月19日まで有効） B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年2月22日 免許証交付日 平成28年1月21日 （令和3年2月21日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 船首部及び船底外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂、操舵区画破損、船外機等に濡損（全損）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時、潮流 弱い西北西流</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、令和2年5月14日05時20分ごろ関埼北北西方沖の釣り場に向けて大分市大分港内の細船溜まりを発進した。</p> <p>A 船は、06時10分ごろ関埼北北西方沖3.4M付近の釣り場に到着して遊漁を始め、その後、釣り場を移動しながら遊漁を行い、11時50分ごろ遊漁を終え、関埼北北西方沖2.9M付近から帰途についた。</p> <p>船長Aは、操舵室内右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵に当たり、0.5Mレンジとしたレーダーを作動し、釣り客が釣り具を片付ける状況を見ながら約3～5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進を始めた。</p> <p>船長Aは、11時55分ごろ操舵室内に入って来た1人の釣り客が左舷側の席に腰を掛けて話し掛けてきたので会話を始めた。</p> <p>船長Aは、釣り客の多くが釣り具の片付けを終えたので、約10knの速力に増速し、引き続き、時折船首方の見張りを行いながら釣り客と会話を続けていたところ、12時05分ごろA船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じて機関を中立運転とし、前方にB船、左舷方の海面に船長Bを認め、A船を船長Bに接近させ、釣り客と共にA船上に引き上げ、海上保安庁に本事故によりB船が転覆していることと負傷者がいないことを通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、ぶりを対象にした釣りの目的で、05時00分ごろ最初に餌のあじを釣るために細船溜まりを発進した。</p> <p>船長Bは、餌のあじを確保してから関埼西北西方沖4.9M付近の釣り場で釣りを行ったのち、10時00分ごろ関埼北西方沖2.2M付近で船外機を中立運転として釣りを始め、11時45分ごろ釣りをやめて帰港することとし、船首を西北西方に向けて漂泊し、両舷から出していた釣り具の片付け作業を始めた。</p> <p>船長Bは、右舷側から出していた釣り具の片付け作業を終え、12時02分ごろ後部甲板で左舷側から出していた釣り具の片付け作業を行っていたとき、北東方からB船に向かって来るA船を視認したものの、いずれA船がB船を避けてくれると思い、片付け作業を続けた。</p> <p>船長Bは、右舷方100m付近に迫ったA船が針路を変えずに接近して来るので、右舷船尾側に立ち、たも網（魚をすくう網）を手にとって左右に大きく振ったものの、依然、A船が変わらずに接近するの</p>

	<p>で、右舷船尾方の海中へ飛び込んだとき、A船とB船が衝突した。</p> <p>B船は、右舷側に転覆し、その後、巡視船によって転覆した状態で大分市佐賀関港にえい航され、陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、本事故当時、約10knの速力で航行中、操縦席に腰を掛けた姿勢で船首方を見たとき、船首が浮上して水平線が隠れることはなかった。</p> <p>船長Aは、帰途につく際、釣り客の釣り具の片付け状況を見ながら南方に向いていた船首を右回頭して航行を始めたとき、B船に気付いていなかった。</p> <p>船長Aは、久しぶりに釣りに来た釣り客との会話に意識が向いていたので、B船に気付かなかったのだろうと本事故後に思った。</p> <p>B船は、汽笛の装備はなく、笛を持っていた。</p> <p>船長Bは、膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、右舷方にA船を認めた際、過去に釣果を尋ねてきたり、そばで同じような釣りを始めたりした船があったので、それらの船と同様にいずれA船がB船を避けてくれると思ったが、早めにA船の進行方向から離れるべきであったと本事故後に思った。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、関埼北西方沖を南西進中、船長Aが、釣り客との会話に意識を向けて航行したことから、漂泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、関埼北西方沖において、釣り具の片付け作業を行いながら漂泊中、船長Bが、B船に向かって来るA船に気付いた際、いずれA船がB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、衝突を回避するための措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、関埼北西方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊中、船長Aが、釣り客との会話に意識を向けて航行し、また、船長Bが、B船に向かって来るA船に気付いた際、いずれA船がB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>本事故後、A船の所有者は、操舵室に「運転席への客の進入禁止」と表示した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、釣り客との会話など、操船に影響することに意識を向</li> </ul>

	<p>けることなく、操船に集中すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漂流中、自船に向かって来る他船を認めた場合、いずれ同船が避けてくれると思わず、動静を監視し、必要に応じて有効な音響による信号で注意喚起を行うとともに、機関を使用するなどして早期に衝突を回避するための措置を採ること。</li></ul>
--	--

付図1 事故発生経過概略図

